

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、23件の事業が行われています。(平成3年～平成26年)

●補助事業者 幌延町

●補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者(一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等)、財団法人及び社団法人、NPO法人

●補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円(一括交付) イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万円(年200万円)
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 ア. リーダー養成事業 イ. 研修会事業 ウ. 派遣事業 エ. 招へい事業		ア. 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円 イ. 20万円 ウ. 及びエ(1団体15人限度) 国内(1人) 20万円 国外(1人) 40万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

申し込み・問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話：5-1111(内線 222・223) 告知端末機：5-8812

任意予防接種助成のお知らせ

幌延町では平成27年4月1日から、任意予防接種の助成範囲を拡大します。

対象となる予防接種、年齢、接種回数などは下記をご覧ください。

予防接種には、ワクチンで防げる病気から守られるメリットと、赤斑や発熱等の副作用のデメリットがあります。よく、ご検討のうえ受けられますようお知らせいたします。



助成の対象とする予防接種	予防接種の対象者		助成回数
日本脳炎(新規)	1 期初回	生後36月から90月に至るまでの間にある者	2回
	1 期追加	生後36月から90月に至るまでの間にある者で 1 期初回接種終了後6月以上経過した者	1回
	2 期	9歳以上13歳未満の者で、1 期初回及び追加接種を終了している者	1回
ロタウイルス(新規)	生後6週から24週に至るまでの間にある者		2回
おたふくかぜ	満1歳から中学3年生まで		1回
インフルエンザ	満1歳から小学6年生まで		2回
	中学1年生から3年生まで		1回
高齢者肺炎球菌感染症(新規)	65歳以上で、定期予防接種の対象外で、今までに受けたことがない者		1回

○幌延町に住所のある対象者が、幌延町立診療所で予防接種を受けた場合に、全額助成します。

○接種スケジュールなどのご相談やご不明な点は、保健センター(電話5-1790)へご連絡ください。